

宿泊約款

第1条（適用範囲）

- 1 項. 当施設がお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款及びこの約款と一体となる利用規則（以下、「利用規則」といいます。）の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 項. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申込み）

- 1 項. 当施設に宿泊契約の申込み（宿泊予約）をしようとする方は、次の事項を当施設にお申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者の氏名・住所
 - (2) 宿泊者の住所・連絡先（携帯番号）
 - (3) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (4) 宿泊者の職業
 - (5) その他当施設が必要と認める事項
 - (6) 外国人にあっては、国籍・旅券番号もしくは在留カード番号
- 2 項. 18歳未満（高校生を含む）のみのご宿泊は、保護者の許可がない限りお断りいたします。宿泊には保護者の同意書がご宿泊者全員分必要となります。
- 3 項. 保護者同伴の場合でも小学生未満のご利用はできません。保護者同伴であり小学生以上でも、簡易宿所であることをご理解していただけた場合にのみお申し込みください。その場合も男女別のお部屋をご予約ください。
但し、貸し切りの場合、クイーンルームのご利用の場合はこの限りではありません。
- 4 項. 前項に基づき当施設にお申し出のあった内容に変更が生じたときは、変更後の内容を速やかに当館にお申し出ていただきます。
- 5 項. お客様が、宿泊中に第1項(3)の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設はその申出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みとさせていただきます。

第3条（宿泊契約の成立等）

- 1 項. 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立いたします。
- 2 項. 前項により宿泊契約が成立したときは、基本当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の宿泊料金を、宿泊当日現金またはクレジットカード等にてお支払いいただきます。尚、

振込みの場合、宿泊日 1 日前までに、当施設の指定口座にお振込みいただきます。

3 項. 次の各項に定める事由が生じたときは、当施設は、当該お客様にかかる申込みを、実際には宿泊する意思がないにもかかわらず申込みがなされたものとして取扱うことができるものとし、『宿泊契約』は、その効力を失います。

(1) 前項の宿泊料金項の定めにより宿泊開始前または当施設が指定した期日までにお支払がない場合。

(2) 宿泊契約書前条 1 項に基づき申出のあった連絡先への連絡を試みても、連絡がとれない場合。

(3) 当施設からの連絡を拒否された場合。

4 項. 前項 (2) 及び (3) に該当する場合、受領済みの宿泊料金の返還は致しかねます。

第 4 条 (宿泊契約締結の拒否)

1 項. 当施設は、次に掲げる場合、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室により客室の提供ができないとき。

(3) 災害その他の緊急事態の発生等により、被災者及び災害復旧担当者等のため優先的に客室を提供すべきことが現実に予定されるなど、前号に準ずる事由の場合。

(4) お客様が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者である場合。

(5) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(6) お客様が、伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき。

(7) 宿泊に関し社会通念上相当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められた場合。

(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊出来ない場合。

(9) 宿泊しようとする方が泥酔者等で、他のお客様に迷惑を及ぼし、当施設の運営を阻害するおそれがある場合、又は他のお客様もしくは当施設の従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(10) お客様が、心身の不調が明らかに認められる状態である場合。

(11) 保護者の許可のない未成年者のみの宿泊。

(12) 宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込みをしたとき。

(13) 実際には宿泊する意思がないにもかかわらず、宿泊の申込みをしたとき。

(14) その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

第5条（お客様の契約解除権）

- 1 項. お客様は、当施設に申し出て宿泊契約を解除することができます。
- 2 項. お客様が前項により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、下記に掲げるキャンセル料金をお支払い頂きます。

宿泊当日にキャンセルした場合及び連絡なく不着になった場合、宿泊料金の100%
--
- 3 項. お客様が連絡をしないで宿泊日当日の到着予定時刻になっても到着しない場合、当施設はその宿泊契約はお客様により解除されたものとして処理することが出来るものとします。

第6条（当施設の契約解除権）

- 1 項. 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) お客様が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団 もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
 - (2) お客様が、当施設内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類及びこれらの類似品の所持もしくは使用、他の利用客に迷惑を及ぼす行為、の他法令もしくは公序良俗に反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあるとき。
 - (3) お客様が伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき。
 - (4) 宿泊に関し合理的な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。
 - (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (6) 客室での喫煙・当館指定喫煙所以外での喫煙・消防用設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障をおよぼす行為をしたとき。
 - (7) 宿泊する権利を譲渡し、又は譲渡しようとしたとき。
 - (8) この約款又は当施設の利用規則に違反したとき。
 - (9) その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

第7条（宿泊の登録）

- 1 項. お客様は、当施設の所在する都道府県の定める条例に基づき、宿泊日当日、受付において、次の事項をご登録頂きます。
 - (1) お客様の氏名・生年月日・住所・電話番号・職業。
 - (2) その他、当施設が必要と認める事項。

(3) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、または在留カード番号。

なお、パスポート・在留カードの提示及びコピーをとらせていただきます。

第8条（客室の使用時間）

- 1 項. お客様が当施設の客室を使用できる時間は、当施設が定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。但し、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。10時～15時までは清掃等の騒音、スタッフの出入りがありますことをご承知おまください。そのほか、シャワールームは10時～16時まで使用はできません。
- 2 項. 当施設は、前項の定めにかかわらず、同項に定める時間以外の客室の使用に応じることがあります。但し、出発予定日のチェックイン時刻を越える場合1泊分の宿泊料金を申し受けるものとし、到着日のチェックアウト時刻前からの使用についても同様とします。
- 3 項. お客様が客室を使用できる時間内であっても、当施設は、安全及び衛生管理、その他当施設の運営管理上の必要があるときは、客室に立入り必要な措置をとることができるものとします。
- 4 項. 宿泊者がチェックアウトしたのち、共用スペース等の客室以外の館内にて、宿泊に相当する長時間の当施設の使用が明らかな場合、相当の料金を申し受ける場合があります。

第9条（利用規則の遵守）

- 1 項. お客様は、当施設内においては、当施設の利用規則に従っていただきます。

第10条（営業時間）

- 1 項. フロントでの受付・販売は16時～24時までとなります。
如何しても、25時を超えてのチェックインの場合、2,000円/時間の追加料金を申し受けます。
- 2 項. 前項の営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

第11条（料金の支払い）

- 1 項. 前項の宿泊料金等の支払いは、お客様の到着の際又は当施設が請求したとき、現金または、クレジットカード、QRコード決済等にて、受付でお支払いいただきます。
- 2 項. 当施設がお客様に客室を提供し、使用が可能となったのち、お客様が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第12条（貴重品の取扱い）

- 1 項. 貴重品および現金の保管は、お客様の自己管理となり当施設では一切の責任を負いません。外出の際は、必ず貴重品をお持ちいただき、お部屋内ロッカーの施錠を行ってください。また短時間でもお部屋を空ける場合は同様の対応を行ってください。尚、貴重品以外の携帯出来ないパソコン・タブレット等の物品も、お部屋内ロッカーにて保管するなど貴重品の管理には十分注意してください。

第13条（シャワールーム利用時の貴重品・手荷物管理）

- 1 項. シャワールームを利用される場合、貴重品類はシャワールーム内ロッカーにて保管をお願いします。必ずロッカーの施錠をしてその用法に従って収納していただくものとします。
- 2 項. ルームキー及び貴重品を脱衣籠に入れたまま入浴する等、第1項に従った対応をしなかったことにより、盗難もしくは第三者がルームキーを不正利用したことによって生じた損害について、当施設は責任を負かねます。

第14条（下足の保管・管理）

- 1 項. 下足用ロッカーを利用される場合、必ず施錠をしてその用法に従って収納していただくものとします。
- 2 項. 第1項に従った対応をしなかったことにより、盗難もしくは履き間違い等の損害が生じた場合、当施設は責任を負いかねます。また、履き間違い等によるトラブルが生じた場合にも、当施設は一切関与いたしません。

第15条（お客様の手荷物又は携帯品の保管）

- 1 項. お客様の手荷物が宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設に連絡があり、これを了解したときに限り、保管するものといたします。尚、館内に保管できない荷物につきましては、屋外保管となり当施設は責任を負えないものとします。
- 2 項. お客様がチェックアウトした後、お客様の手荷物又は携帯品を当施設に置き忘れた場合、当施設は、原則として発見日から30日間保管し、その間にお客様から返還の申出がなされなかった場合には、貴重品のみを最寄りの警察署へ届けるものとします。所有者が明確に判明したときは、当施設は、その裁量に基づき、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めることができる（ただし、義務ではない）ものとします。尚、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、チェックアウトの翌日までに連絡がない場合には、当施設にて任意に処分させていただきます。

- 3 項. 当施設は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し必要に応じ遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊者がこれに異議を述べることはできないものとしします。

第16条（駐車場について）

- 1 項. 当施設には専用駐車場・契約駐車場ともにご用意はありません。
周辺のコインパーキングをご利用ください。
- 2 項. 自動二輪車・自転車は当施設エントランスに駐輪できます。
お客様が当施設の駐輪場をご利用になる場合、当施設は駐輪場所をお貸しするものであって、車両の保管責任まで負うものではありません。各自、自己責任においてご利用ください。

第17条（客室の点検・清掃）

- 1 項. お客様が2泊以上連続して同一の客室に宿泊される場合、当該客室の清掃は、お客様のお申し出のあった場合のみ清掃させていただきます。ただし、客室内にお荷物が出ている場合、清掃は致しません。必ずお荷物は客室内ロッカーにて保管、またはフロントにお預けください。
- 2 項. 客室清掃及びベッドメイク（シーツ交換）はお申し出のあった場合のみとさせていただきます。但し、当施設が必要と認める場合には、随時客室の清掃・点検ができるものとしします。
- 3 項. 前項の客室清掃・客室点検について、お客様はこれを拒否できないものとしします。

第18条（インターネット通信の使用）

- 1 項. 当施設のインターネット通信の利用に当たっては、利用者自身の責任において行うものとしします。利用中のシステム障害、そのほかの理由によりサービスが中断し、その結果、利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。
- 2 項. インターネット通信の利用に際し、当施設が不適切と判断した行為により、当施設及び第三者に損害が見込まれる場合、または生じた損害についてはその損害相当額を申し受けます。

第19条（お客様の責任）

- 1 項. お客様によるこの約款もしくは利用規則に違反する行為及びその他お客様の責任に帰すべき事由により、当施設が客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失その

ほかの損害を被ったときは、お客様に当館施設が被った損害を賠償していただきます。

第 20 条（約款の改定）

- 1 項. この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。この約款が改定された場合、当施設は、改定後の約款の内容及び効力発生日を当施設のホームページに掲出致します。
- 2 項. 宿泊契約書の内容に偽りがあり、当施設に損害を与える契約解除の場合には、違約金が発生いたします。
- 3 項. 宿泊契約書の宿泊期間より宿泊短縮により宿泊しないこととなった全ての日の分について、その短縮の申出がなされた日から短縮により宿泊しないこととなった各日までの日数に応じて収受します。
- 4 項. 宿泊人数の一部について契約の解除があった場合、契約を解除された人数分の宿泊料金の違約金を収受します。

利用規則

HOTEL CAPSULE INN SHIZUOKA（以下、当施設という）では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくためと、施設の持つ公共性を保持するため、宿泊約款と一体となる下記の規則を定めております。この規則をお守りいただけない場合は、当施設内諸施設のご利用をお断り申し上げますので、あらかじめご承知おまください。

当施設の全施設（宿泊施設、敷地等すべてを含みます。以下総称して『当館内諸施設』といいます。）ご利用のご来館者に適応させていただきます。但し、本規則に定めのないものは、宿泊約款を適用させていただきます。

1. お客様に快適にご利用いただくため、小学生未満のお客様のご利用をお断りしております。小学生以上で、保護者同伴の場合であっても、カプセルホテルという施設の規則をご理解・遵守していただける場合にのみ、ご利用いただけます。男女別にご予約ください。ご予約前に当施設までご相談ください。クイーンルームはこの限りではありません。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
2. 当施設内での次に定める行為は固く禁止しております。
 - (1) 暖房用、炊事用の火器及びその他の電化製品の使用
 - (2) 喫煙所以外での喫煙。当施設は全館禁煙となっており、喫煙される場合は必ず指定の屋外喫煙場所をご利用ください。
 - (3) 当館内諸施設で他のお客様に迷惑を及ぼすような大声、放歌高吟等の喧騒行為、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為
 - (4) 次に定める物品の持ち込み
 - (イ) 動物、鳥類等（盲導犬等を除く）
 - (ロ) 覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類
 - (ハ) 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品
 - (ニ) 許可証のない銃砲、刀剣類及びこれらの類似品
 - (ホ) 著しく多量もしくは重量のある物品

- (へ) 悪臭・騒音を発するもの
 - (ト) ごみ及び客室の衛生を妨げる物品
 - (チ) 当施設内での使用を目的とした電化製品及び調理器具等の物品
 - (リ) その他当施設が客室への持込みを禁止することとした物品
- (5) 公序良俗に反する行為
 - (6) 他のお客様にチラシ、ビラその他の広告物を配布する行為
 - (7) 館内の諸設備及び諸物品の移動、加工、持ち出し、及び本来の用途以外の目的での使用
 - (8) 客室以外の場所での所持品の放置
 - (9) 客用以外の施設（事務所・倉庫等）への立ち入り
 - (10) 当施設が許可する施設以外から飲食物等の出前・マッサージ等のデリバリー
 - (11) シャワールーム内及び洗面での染毛・漂白剤等の使用または排便・嘔吐等は禁止
 - (12) 客室内でお香などを焚く行為
 - (13) 営利を目的とした活動
 - (14) その他、当施設内での安全及び衛生の妨げとなる全ての行為
 - (15) 客室点検・清掃業務を妨げる不快に感じる荷物または商品の持込み
 - (16) 著しく不潔な身体または服装により、ほかのお客様に迷惑を及ぼす恐れが認められること

3. 客室内での次に定める行為は固く禁止しております。

- (1) 宿泊者以外との面会
- (2) 男性(お連れ様の場合でも)の女性専用フロアへの立ち入り
- (3) 契約人数を超えての客室利用
 - * 申出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合は、その超過利用分を請求致します。
- (4) 大声での会話・通話、喫煙、ほかのお客様の迷惑になる飲食及び行為

4. 当施設内の入退室はご契約いただいたお客様のみ可能となります。

5. 当施設ご利用のお客様は、必ず当施設スタッフの指示に従って行動してください。承諾いただけない場合は退館していただく場合がございます。

6. 当施設に門限はございませんが、お戻りの際は、ほかのお客様や近隣住民の迷惑にならないように節度を持った行動を心がけてください。

7. 当施設利用者間に発生したトラブルは、一切責任を負いません。必ず、当事者間にて解決してください。
8. 当施設は簡易宿所に定義されるカプセルホテルとなり、旅館業営業許可にて運営を行っております。
9. 当施設内の清掃・巡回に関しましては、男性スタッフがそれを行う場合がございます。予めご理解ご了承ください。
10. 当施設ご利用時にご登録いただいた個人情報は、個人情報保護法に基づいて守られ、第三者への開示・譲渡・販売を行うことは一切ありません。
但し、例外として以下の場合を除きます。
 - (1) お客様自身が、開示について事前に同意いただいた場合
 - (2) 法令および、管轄官公庁により開示が求められた場合

付 則 この宿泊約款及び利用規則は、2019年9月20日から適用します。